平成２３年（フ）第３５号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目11番26号　ベイシティーⅡ205号
債務者　仲村　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３９号
沖縄県沖縄市住吉２丁目23番13号
債務者　島袋　良和
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２号
青森県つがる市木造千代田未遂１番地
債務者　稲場麻衣子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月26日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８号
愛媛県喜多郡内子町内子2355番地
債務者　安川ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時40分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第８５号
青森市橋本２丁目６番11号　住吉方
債務者　細田美代子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
青森市大字久栗坂字浜田768番地
債務者　堤　美智子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原330番地４
債務者　當麻　克郎
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
東京都小平市学園東町３丁目７番３号
債務者　新山ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３８号
静岡県浜松市中区元城町218番地の29　フラワービル２Ｆ
債務者　藤井　厚士
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
静岡県湖西市白須賀2656番地の２
債務者　権田　弘巳
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
静岡県浜松市北区初生町563番地の16
債務者　寺田　千里
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８号
熊本県人吉市鍛冶屋町９番地１
債務者　上原　康司
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１４号
熊本県人吉市下戸越町1058番地１　西瀬団地23棟２階１号
債務者　山本　昌二
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１５号
熊本県人吉市下青井町87番地
債務者　小澤　久枝
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３１９０号
東京都大田区南久が原２丁目26―14
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部